

第 1 1 0 号議案

あしや市民活動センターの指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日提出

芦屋市長 山 中 健

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称 あしや市民活動センター

所在地 芦屋市精道町 5 番 1 1 号

2 指定管理者

名 称 特定非営利活動法人あしやNPOセンター

所在地 芦屋市船戸町 4 1 ラポルテ本館 4 階 4 1 0 号

代表者 理事長 樋 口 茂

3 指定期間

平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで

参 照

地方自治法抜粋

(公の施設の設置，管理及び廃止)

第 2 4 4 条の 2 (第 1 項及び第 2 項省略)

- 3 普通地方公共団体は，公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは，条例の定めるところにより，法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第 2 4 4 条の 4 において「指定管理者」という。)に，当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には，指定管理者の指定の手續，指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は，期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は，指定管理者の指定をしようとするときは，あらかじめ，当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第 7 項から第 1 1 項まで省略)